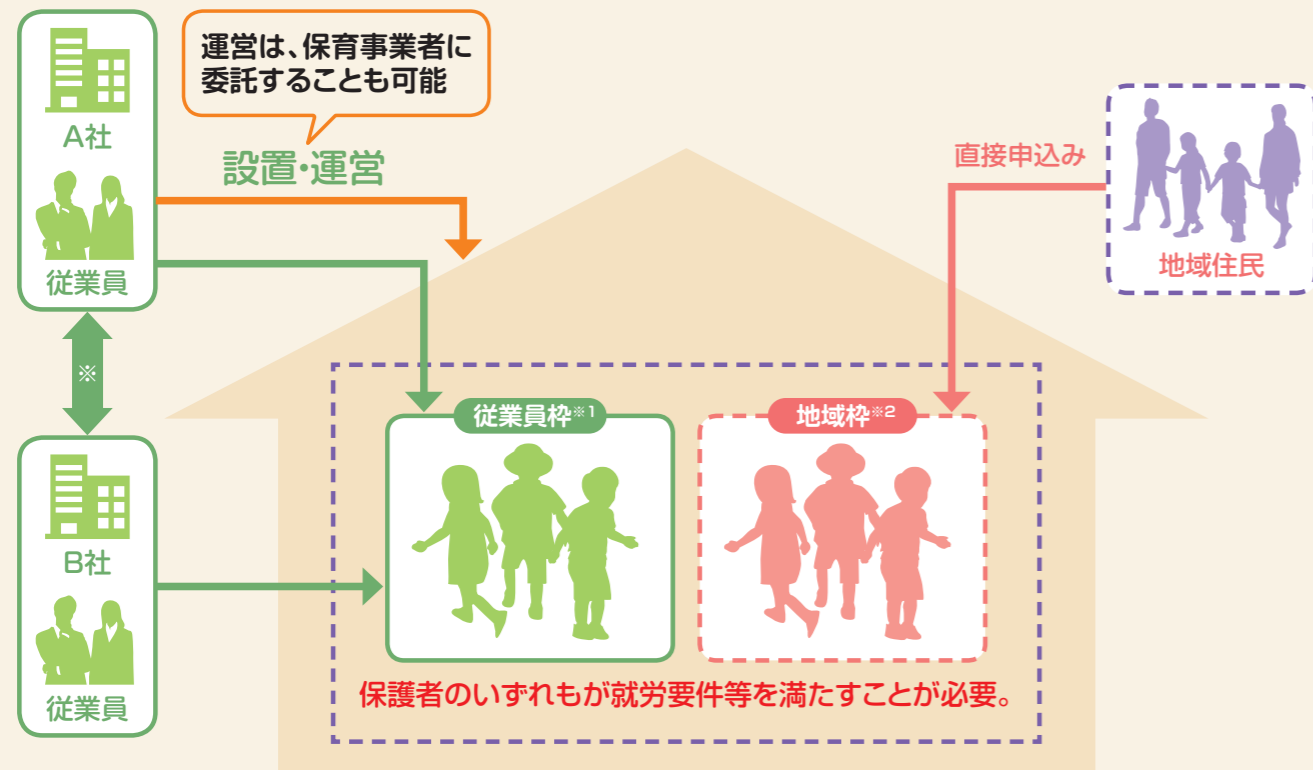


2. 施設の設置イメージ



※複数企業との利用契約も可能

※1 従業員の子どもが利用する定員の枠

※2 従業員の子ども以外の地域の枠
・設定は自由
・全定員の50%以内

単独設置型

企業が単独で施設を設置・利用するものです。

共同設置・共同利用型

1つまたは複数の企業が設置した施設を複数の企業が共同で利用するものです。

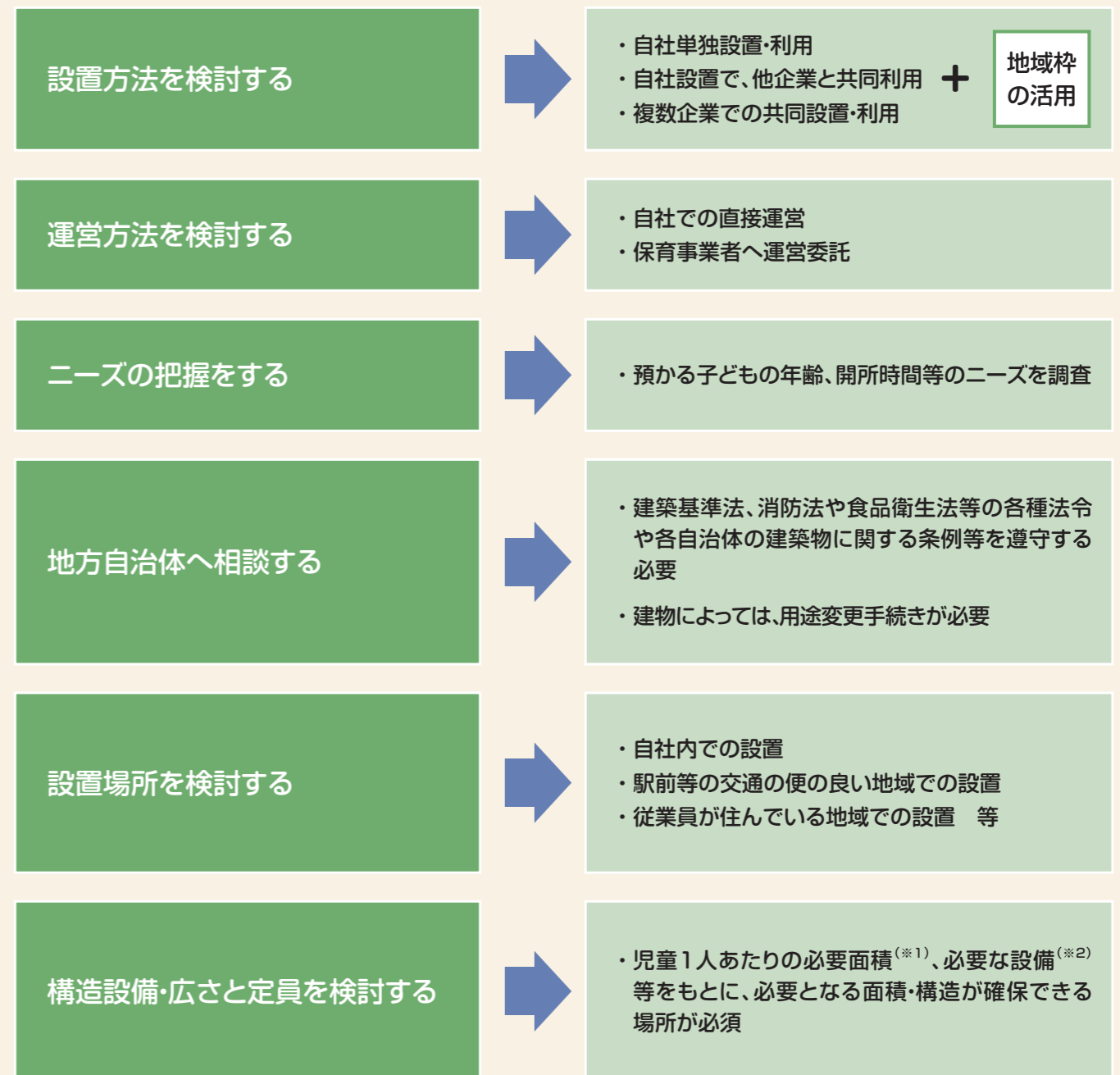
保育事業者設置型

保育事業者が設置した施設を1つまたは複数の企業が共同で利用するものです。

<留意点>

- ・利用契約の形式は問いませんが、利用する企業の利用定員数及び費用負担を明確にする必要があります。
- ・従業員枠を利用する企業は、子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)である必要があります。事業主が拠出金を負担していない場合については、地域枠の利用が可能です。

3. 設置に向けた検討事項(イメージ)・申請方法



※1 1人あたり必要面積

乳児室(1.65㎡※定員が20名以下の場合は3.3㎡)、
ほふく室(3.3㎡)
保育室、遊戯室(1.98㎡)
屋外遊戯場(3.3㎡)

※2 構造設備

保育室(遊戯室、乳児室、ほふく室)、便所(大人用は不可)、調理室(調理設備)、
屋外遊戯場(満2歳以上)、非常口等が必要となります。
屋外遊戯場が施設敷地内に設置できない場合、付近に代替地となる公園、
寺社境内などが必要です。

企業主導型保育事業の募集情報は企業主導型ポータルサイトをご覧ください。

<http://www.kigyounaihoiku.jp/>

○申請に必要な手続きはポータルサイトをご確認のうえご申請ください。(電子申請となります。)

<http://www.kigyounaihoiku.jp/e-app>

